

## 令和7年度山形県若者世帯・子育て世帯移住支援金交付要綱

### (目的及び交付)

第1条 知事は、県外からの移住を促進し、地域への定着を図るため、若者世帯・子育て世帯への支援として、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で当該支援の対象となる移住世帯に対し支援金を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) Uターンによる移住 過去に県内に住所（住民票に記載された住所をいう。以下同じ。）を有していた者が、県外に転出し、転出後3年を超える期間（学校に在籍していた期間を除く。）継続して県外に居住した後、定住の意思をもって、県外から県内の市町村の区域に生活の本拠及び住所を移すこと（転勤、出向、派遣又は進学に伴うものを除く。）をいう。
- (2) Iターンによる移住 過去に県内に住所を有したことの無い者が、定住の意思をもって、県外から県内の市町村の区域に生活の本拠及び住所を移すこと（転勤、出向、派遣又は進学に伴うものを除く。）をいう。
- (3) 地域おこし協力隊員を経た移住 県内の市町村から地域おこし協力隊員として委嘱を受けた者（次のいずれかに該当する者に限る。）が、その退任後に引き続き、定住の意思をもって、当該市町村の区域に居住し、又は当該市町村から県内の他の市町村の区域に生活の本拠及び住所を移すことをいう。
  - イ 過去に県内に住所を有していた者が、県外に転出し、転出後3年を超える期間（学校に在籍していた期間を除く。）継続して県外に居住した後、当該地域おこし協力隊員として委嘱された者
  - ロ 当該地域おこし協力隊員として委嘱される前に、県内に住所を有したことの無い者
- (4) 移住世帯 Uターンによる移住、Iターンによる移住又は地域おこし協力隊員を経た移住をした者（以下「移住者」という。）がいる世帯をいう。
- (5) 若者世帯 令和7年4月1日における年齢が18歳以上40歳未満の移住者がいる世帯をいう。
- (6) 子育て世帯 令和7年4月1日における年齢が15歳未満の者を帯同して移住した移住者がいる世帯をいう。

### (交付対象世帯)

第3条 支援金の交付の対象となる移住世帯（以下「交付対象世帯」という。）は、別表第1に掲げる若者世帯及び子育て世帯とする。

### (支援金の額)

第4条 支援金の額は、別表第2のとおりとする。

### (交付の申請)

第5条 規則第5条の規定による支援金の交付の申請は、若者世帯にあつては、令和7年4月1日における年齢が18歳以上40歳未満の移住者が、子育て世帯にあつては、令和7年4月1日における年齢が15歳未満の者を帯同して移住した移住者（以下「申請者」という。）がするものとし、

令和8年1月30日までに、支援金交付申請書（別記様式第1号）及び別表第3に掲げる添付書類を知事に提出する方法によりしなければならない。

- 2 支援金の交付の申請は、前項の方法のほか、県が提供する電子申請サービス「やまがたe申請」を使用して、支援金交付申請書情報を入力し、別表第3に掲げる添付書類をスキャナーで読み取る、又はスマートフォンで撮影する等して電子ファイル化したものを添付して送信する方法によりすることができる。
- 3 前2項の支援金の交付の申請をもって、規則第14条の規定による補助事業の実績報告に代えるものとする。

#### （交付の決定及び額の確定）

第6条 知事は、支援金の交付の申請があった場合において、当該申請に係る書類等の審査により、支援金の交付又は不交付の決定を行い、当該交付の決定を行った場合は、併せて額の確定を行い、申請者に通知するものとする。

#### （支援金の支払）

第7条 知事は、支援金の交付の決定及び額の確定後速やかに、支援金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に対し、支援金交付申請書で指定された支援金振込先に支援金を支払うものとする。

#### （交付決定の取消し）

第8条 知事は、規則第17条第1項に定めるときのほか、補助事業者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。
  - (2) 別表第1の4各号のいずれかに該当するに至ったとき。
  - (3) 移住した日から起算して3年を経過する日までに、県外に転出したとき。ただし、災害、病気その他やむを得ない理由があると知事が認めるときは、この限りでない。
  - (4) 支援金の交付の目的に著しく反する行為があったとき。
- 2 補助事業者が前頁第3号に掲げる転出をしたときは、速やかに、支援金に係る転出届出書（別記様式第3号）を知事に提出しなければならない。

#### （支援金の返還）

第9条 知事は、支援金の交付の決定を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき支援金の額を確定した場合において、既にその額をこえる支援金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

#### （関係書類の保存）

第10条 補助事業者は、支援金の交付の申請及び受領に関する書類を、令和8年度から5年間整理保管しておかなければならない。

#### （補足）

第11条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

交付対象世帯	
次に掲げる要件の全てに該当する若者世帯及び子育て世帯を交付対象世帯とする。	
1	移住をした日（住民票に記載される転入の日又は地域おこし協力隊員でなくなった日の翌日をいう。以下同じ。）が令和7年1月1日から同年12月31日までの期間内の日であること。
2	移住をした日の前日までに、「やまがた暮らし移住希望登録」に登録していること。
3	移住をした日以後に、「移住完了アンケート」に回答していること。
4	移住世帯に属する全ての者が次のいずれにも該当しないこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 過去に本支援金の交付を受けたことがある者</li> <li>(2) 県内の市町村からの移住支援金（東京23区内に在住し、又は東京23区への通勤をしていた者を対象とした政府の移住支援金制度に基づくものに限る。）の支給の対象となる者又は過去に当該移住支援金の支給を受けたことがある者</li> <li>(3) 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者</li> <li>(4) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している者</li> <li>(5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者</li> <li>(6) その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者</li> <li>(7) 風俗営業又は性風俗関連特殊営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第112号）第2条第2項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業をいう。）を営む者</li> </ul>
5	支援金を申請する者が外国人（日本の国籍を有しない者をいう。）の場合は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第3の上欄の在留資格（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）をもって在留する者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者であること。

別表第2（第4条関係）

世帯の種別	支援金の額
若者単身世帯（令和7年4月1日における年齢が18歳以上40歳未満の移住者1人のみの世帯）	10万円
若者2人以上世帯（令和7年4月1日における年齢が18歳以上40歳未満の移住者を含む、移住者が2人以上いる世帯）	20万円
子育て世帯（令和7年4月1日における年齢が15歳未満の者を帯同して移住した、移住者が2人以上いる世帯）	20万円
若者2人以上世帯かつ子育て世帯	40万円

別表第3（第5条関係）

支援金交付申請書の添付書類	
1	交付対象世帯の住民票謄本の写し（個人番号（マイナンバー）の記載がないもの。申請者が外国人の場合は、国籍、在留資格等の記載があるもの。）及び住民票除票の写し（世帯全員分。個人番号（マイナンバー）の記載がないもの。）、又は戸籍の附票謄本の写し（当該住民票謄本の写し、住民票除票の写し、及び戸籍の附票謄本の写しは、支援金の交付の申請の日前3月以内に発行されたものに限る。）
2	支援金の振込先とする申請者名義の預貯金口座の通帳の表紙及び表紙裏面（金融機関名、店名、店番号、口座種別、口座番号及び口座名義人（カタカナ名義を含む。）が記載されたページの写し（通帳がない口座の場合は、登録口座ページを印刷したもの）
3	誓約・同意書（別記様式第2号）
4	その他知事が必要と認める書類

山形県知事 殿

申請者

住所 下記1の現住所のとおり

氏名 下記1の氏名のとおり（押印不要）

令和7年度山形県若者世帯・子育て世帯移住支援金交付申請書

令和7年度において、標記支援金を下記のとおり交付されるよう、山形県補助金等の適正化に関する規則第5条の規定により関係書類を添付して申請する。

記

1 申請者

（ふりがな） 氏 名	
移住した日	令和 年 月 日 ※住民票に記載された転入の日又は地域おこし協力隊員でなくなった日の翌日とする。 （令和7年1月1日から令和7年12月31日までの期間内の日であること。）
地域おこし協力隊退任日	令和 年 月 日
世帯員の生年月日（年齢）	・申請者 年 月 日（ 歳） ・申請者以外の世帯員① 年 月 日（ 歳）、同② 年 月 日（ 歳）、 同③ 年 月 日（ 歳）、同④ 年 月 日（ 歳）、 同⑤ 年 月 日（ 歳）
現住所	〒 —
前住所	地域おこし協力隊員でなくなった者は、当該地域おこし協力隊に委嘱される前の県外住所を記入すること。
連絡先	電話番号（平日の日中に連絡が取れる番号）：
	電子メールアドレス：
仕事	職業（勤務先）： ※記載例：会社員（株式会社〇〇）、保育士（〇〇こども園）、農業（自営）
	勤務先住所：
	勤務先電話番号：
外国人の場合	国籍：
	在留資格：

（注）住民票謄本の写し（個人番号（マイナンバー）の記載がないもの。申請者が外国人の場合は、国籍、在留資格等の記載があるもの。）及び住民票除票の写し（世帯全員分。個人番号（マイナンバー）の記載がないもの）、又は戸籍の附票謄本の写し（当該住民票謄本の写し、住民票除票の写し、及び戸籍の附票謄本の写しは、支援金の交付の申請の前日3月以内に発行されたものに限る。）を添付すること。

## 2 支援金交付申請額

<input type="checkbox"/> ① 若者単身世帯（令和7年4月1日における年齢が18歳以上40歳未満の移住者1人のみの世帯）	100,000円
<input type="checkbox"/> ② 若者2人以上世帯（令和7年4月1日における年齢が18歳以上40歳未満の移住者を含む、移住者が2人以上いる世帯）	200,000円
<input type="checkbox"/> ③ 子育て世帯（令和7年4月1日における年齢が15歳未満の者を帯同して移住した移住者がいる世帯）	200,000円
<input type="checkbox"/> ④ 上記の②及び③の両方に該当する場合	400,000円

（注）該当する□を塗りつぶすか、レ点を入れること。

## 3 支援金振込先

金融機関名	
店舗名	
預金種別	普通・当座・その他（ ）
口座番号	
（ カ ナ ）	
口座名義人	

（注）預貯金口座の通帳の表紙及び表紙裏面（金融機関名、店名、店番号、口座種別、口座番号及び口座名義人（カタカナ名義を含む。）が記載されたページの写し（通帳がない口座の場合は、登録口座ページを印刷したもの）を添付すること。

山形県知事 殿

申請者氏名 \_\_\_\_\_

(押印不要)

### 誓約・同意書

私は、令和7年度山形県若者世帯・子育て世帯移住支援金（以下「支援金」という。）の交付を申請するに当たり、以下の内容について誓約・同意します。

- 1 申請要件を全て満たしています。
- 2 申請内容に虚偽や不正等が判明した場合や、移住した日から起算して3年を経過する日までに県外に転出した場合は、支援金全額の返還に応じます。
- 3 移住した日から起算して3年を経過する日までに県外に転出した場合は、別記様式第3号により届け出ます。
- 4 申請内容に疑義があった場合に、山形県が、市町村その他の関係者に対して本申請の内容について調査することに同意します。
- 5 申請内容に関する振込口座の記入間違い等、軽微な誤りについては、山形県が補正することに同意します。
- 6 申請内容の不備が、山形県が指定する期限までに解消しなかった場合は、山形県が当該申請は取り下げられたものとみなすことについて同意します。
- 7 支援金の交付の決定後、申請等の不備による振込不能等があり、申請者の責に帰すべき事由により、山形県が指定する期限までに当該不備を解消しなかった場合は、申請者は支援金の交付を受けることを辞退したものとみなし、当該交付の決定を取り消すことに同意します。
- 8 移住世帯に属する全ての者が、次のいずれにも該当せず、かつ、将来においても該当しません。
  - (1) 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
  - (2) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用している者
  - (3) 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
  - (4) その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
  - (5) 風俗営業又は性風俗関連特殊営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第112号）第2条第2項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業をいう。）を営む者
- 9 支援金の交付の決定後において、山形県が、申請者の個人情報（氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）を、申請者が居住する市町村及び一般社団法人ふるさと山形移住・定住推進センターに提供することについて同意します。

以上



山形県知事 殿

申請者住所  
申請者氏名  
電話番号

(押印不要)

令和7年度山形県若者世帯・子育て世帯移住支援金に係る転出届出書

令和 年 月 日付け移地第 号により交付決定及び額の確定を受けた標記支援金について、下記のとおり山形県外に転出したため、私は、令和7年度山形県若者世帯・子育て世帯移住支援金交付要綱第8条第2項の規定により、届け出る。

記

- 1 本県に移住した日 令和 年 月 日
- 2 県外に転出した日 令和 年 月 日
- 3 転出の理由